

制定の趣旨

- ・子どもは生まれながらに固有の権利を持ち、個人として尊重される
- ・子どもは大人とともに社会をつくるパートナーとして、あらゆる場所で子どもの意見の尊重や社会参画が促進される必要がある
- ・子どもは今を生きるとともに、次代の社会を担う大いなる可能性を持つ存在として、多様な経験を積み重ねることができ、必要な支援を受けることができる

- ・いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻
- ・障害や外国につながりをもつ子どもなど支援が必要な子どもは様々
- ・保護者の子育ての負担感や孤立感による子どもを育てることにに対する不安等も増加

- ・子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利を保障し、全ての子ども施策が、子どもの権利を守る観点に基づき実施されなければならない。
- ・県はもとより、市町、保護者、学校等、事業主、県民等の多様な主体が相互に連携および協力し、社会全体で子どもを支える取組を推進。

「私たちの誓い」

- ・私たち(子どもと大人)は、一人ひとりが人生の主役であり、かけがえのない存在であることを自覚する。
- ・私たちは、子どもの権利について知り、学び、行動する。大人は子どもにわかりやすく権利を伝えとともに、子どもの声に耳を傾け、適切に応答する。

目的

- ・子どもの権利を守る
- ・全ての子どもが心身共に健やかに安心して成長することができる社会の実現に資するよう、基本理念を明示し、それを実現するための関係者の役割や推進体制等を規定

基本理念

- ・子どもを権利を有する個人として尊重
- ・子どもの権利条約 4原則
 - ・差別の禁止
 - ・生命、生存および発達に対する権利
 - ・子どもの意見の尊重
 - ・子どもの最善の利益
- ・関係者相互の連携および協力
- ・全ての子ども施策は、子どもの権利を守る観点に基づき実施し、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じた切れ目のない支援を行う

子どもの権利が守られる社会づくりの推進

子どもの意見の聴取・反映

- ・子どもの意見が聴かれ、反映される社会づくりの推進(子どもが安心して意見を言える居場所)
- ・子ども施策の策定、実施、評価にあたっては子どもの意見を反映
- 「意見聴取にあたり配慮する事項」
 - ・十分かつわかりやすい情報
 - ・任意である
 - ・意見が尊重される
 - ・子どもの生活に関連
 - ・意見を表明しやすい環境の整備、必要に応じて代弁
 - ・均等な機会の提供
 - ・効果的な参加の準備
 - ・目的に応じた匿名性の確保
 - ・聴取した意見への応答
- ・アドボケイターの育成の促進に取り組む

子どもの社会参画の促進

子どもが家庭、学校、地域等において自身に関わることにについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として社会参画が促進されるよう、必要な環境を整備

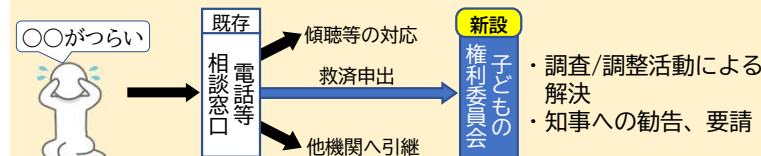
広報、普及啓発、機運醸成

- ・子どもの権利や子ども施策に関する子ども・県民の理解と関心を深め、社会全体で子どもの権利の尊重に取り組む機運醸成
- ・子どもにとってわかりやすい情報提供

(仮称) 滋賀県子どもの権利委員会の設置

子どもをいじめや差別等の権利侵害から守るための第三者的機関『(仮称) 滋賀県子どもの権利委員会』(附属機関)の設置

- 機能**
- ①権利侵害の解決に向けた**個別救済**
 - ②子どもの声を踏まえた**制度提案**
 - ③県と連携した子どもの権利等の**周知啓発**



子ども若者審議会

- ・条例の運用や計画の策定・実施状況についてのチェック機能

関係者の役割等

県…子どもの権利が守られる社会づくりの推進、子どもや保護者、支援者等を孤立させない体制づくり、子ども施策の策定実施、市町等を含む関係者への必要な助言・支援

保護者…子どもが健やかに安心して成長できる環境を整え、子どもを健やかに育む

学校等…子どもの発達段階に応じて個性の発見とよさや可能性の伸長、能力の発達を図る。意見表明の環境整備。社会参画の促進。安心して楽しく通える魅力ある環境づくり。

事業主…児童等が雇用される場合の健康および福祉への特段の配慮。子どもに関わる大人の職場環境を含め、子どもの成長を支える社会の実現。

県民…子どもの権利の理解と尊重、子どもの成長を支える地域社会の実現